（別紙様式4）

令和8年11月26日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
九州CTB理容美容専門学校	昭和31年4月12日	西田　真紀	〒　805－0061 （住所）福岡県北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号－201号 （電話）093－663－2223
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地
学校法人国際志学園	昭和34年10月13日	水嶋　章陽	〒　802－0002 （住所）福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 （電話）093－513－5931

分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
衛生	衛生専門課程	理容科	令和 3(2021)年度	－	令和 4(2022)年度

学科の目的	北九州地区唯一の本校理容科は、地域における理容業界発展に寄与する人材育成の担い手としての志と覚悟を持って、高齢化といった昨今の社会事情に左右されず、長く社会貢献できるより実践的で専門的な知識や技術を修得した理容師の輩出を目的とする。
学科の特徴（取得可能な資格、中退率　等）	国家試験に出題される技術はもとより、ヘアショーに出展したり、サロンにおいて必要となる技術の習得を、実習を通じて行う。そのために、在学中の2年間を通して多くの時間を技術習得にかかる実習に重きを置いている。なお、当学科を卒業することによって理容師国家試験の受験資格が与えられる。

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 67 単位	単位時間 18 単位	単位時間 25 単位	単位時間 30 単位	単位時間 0 単位	単位時間 0 単位

生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
40 人	36 人	0 人	0 %	0 %

就職等の状況

■卒業者数 (C)	11	人
■就職希望者数 (D)	10	人
■就職者数 (E)	10	人
■地元就職者数 (F)	8	人
■就職率 (E/D)	100	%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)	80	%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)	80	%
■進学者数	1	人

■その他

（令和　　7 年度卒業者に関する令和８年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和6年度卒業生）

理容室、理美容室、シェービングサロン、ネイルサロン

第三者による学校評価

■民間の評価機関等から第三者評価：　無

※有の場合、例えば以下について任意記載

評価団体：　－　　受審年月：　－　　評価結果を掲載したホームページＵＲＬ　－

当該学科のホームページURL

https://ctb.ac.jp/departments/barber

企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）

（A：単位時間による算定）

総授業時数	単位時間
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間
うち必修授業時数	単位時間
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間
（うち企業等と連携したインターンシップの授業時数）	単位時間

（B：単位数による算定）

総単位数	67 単位
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	30 単位
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位
うち必修単位数	30 単位
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	30 単位
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位
（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	0 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	2 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	0 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	0 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	1 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		3 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	3 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

理容師に必要となる基礎知識および衛生管理技術をはじめ、時代に即した理容技術の修得を目指す。具体的にはカット、セット、シェービング、パーマ、カラーリングなど髪の手入れ全般の理容技術について、理容現場における企業等からの提案を受けながら、これに即した教育課程の編成を目指すことを目的に教育課程編成委員会を設置する。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業や業界団体との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成（授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。）に活かすことを目的に、学科毎に教育課程編成委員会を設置してこれを学校長の下に置く。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について協議した上で、委員会における審議事項に採択するか否かを決定する。審議結果は学科におけるカリキュラム検討会議で審議された後、校長の許可を経て決定する。なお、委員会における審議結果は可能な限り教育課程に反映させることに努め、次回の委員会においてその反映状況や結果について報告して、改めて委員会において審議する場合がある。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
岸本　亞弓	福岡県理容衛生同業組合小倉南支部 （教育部長）	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日（2年）	①
佐保　耕次	和っしょいヘアー（代表）	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日（2年）	③
西田　真紀	九州CTB理容美容専門学校（校長）		―
桑野幸仁	九州CTB理容美容専門学校（副校長）		―
後藤　廣一朗	九州CTB理容美容専門学校（教務部長）		―
向井　美香	九州CTB理容美容専門学校（理容科学科長）		―
原田　彩花	九州CTB理容美容専門学校（理容科教員）		―

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、
地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

（年間の開催数及び開催時期）

年2回（6月、11月）

（開催日時（実績））
令和7年度第1回　令和7年6月2日　16:40～18:40
令和7年度第2回　令和7年11月17日　16:40～18:40
令和8年度第1回　令和8年6月15日　16:40～18:40
令和8年度第2回　令和8年11月2日　16:40～18:40

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提起された主な意見

（令和7年度第1回）

①（ネイルⅠ・Ⅱ）近年は男性芸能人などがネイルケアやデザインを行っていることによって、女性だけではなく男性にも支持されている。ネイル検定を受検しない学生（男子学生など）については、セルフでできてしまうネイルケアやデザインをプロレベルの技術力が取得できるカリキュラムを組むことによって、検定を受検しない学生（男子学生など）も卒業後、優位性が高くなると考える。

②（理容実習Ⅰ・Ⅱ）ワインディングは基本的な技術であり、習得することで様々なヘアスタイルに対応できる。また練習の成果を試す場として、また、弱点を克服する機会として、競技種目であるワインディングは重要だと考えるが、スタイリストデビューまでの期間が短くなっている現状を踏まえデザインパーマのカリキュラムを実施してはどうか。

（令和7年度第2回）

①（接遇Ⅰ・Ⅱ）これまで接遇科目では、オープンキャンパスでの接遇を取り入れ、来校者対応を通じた学習を行ってきた。しかし、接客対応を得意とする学生が限られていること、来校者対応において不適切な言動が見られるケースがあること、月1回の全校集会で接遇指導の時間を十分に確保していることという状況を踏まえ、科目としての継続は必ずしも必要ないと思われる。

②（新たな授業科目の提案）現場での即戦力を高めるため、次のような基礎動作を体系的に身につける新科目として「サロンワーク」を導入してはどうか。（タオルワーク、入客準備、施術サポート、カウンセリングの流れ、クロージング対応、気遣いを伴うサロンオペレーション）これらは理容の現場において最も重要視される動作であり、学生の実技意欲とも合致する内容とされている。以上より、提言としては、「接遇科目を廃止し、より現場に直結したサロンワーク科目へ再構成する」という方向性を示すものとなっている。

（令和8年度第1回）

①（理容実習）カット・質感調整教育の充実

教科書で示されている内容に加え、サロン現場で求められるより細かな質感調整の考え方や技術を教育内容にどのように取り入れるか検討する。1年生のカット作品を共有し、学生の技術到達度を確認した上で、教員研修の実施内容を検討する。外部のサロン技術者による教員研修および学生への直接指導の実施について協議する。

②（情報技術）ITリテラシー・SNS教育の充実

サロン現場で必要となる予約管理システムや基本的なパソコン操作、SNSを活用した情報発信について、教育課程への導入・充実を検討する。SNS運用に必要な個人情報保護、著作権、情報モラル等のリテラシー教育をどのように取り入れるか協議する。

現在実施している情報技術の授業内容を見直し、サロン現場で実践的に活用できる内容への充実を検討する。

（令和8年度第2回）

①（理容実習）質感調整技術の実践的指導の充実

教科書で示された基本技術に加え、サロン現場で求められる質感調整技術を習得できるよう、学外委員による講義及び実技指導を取り入れることを検討する。

事前に学生のカット技術や作品の進行状況を共有し、現場の5段階の質感の捉え方やハサミの入れ方について指導を受け、教員と指導内容を共有して学生の技術向上につなげる。

令和9年5月10日に2年生を対象とした質感調整の講義・実技指導の実施に向けて準備を進める。

②（国家試験対策・各専門科目）教育課程及び授業内容の見直し

国家試験の出題範囲に沿った学習内容を徹底するとともに、筆記試験対策の時間を確保するため、2年次の接遇科目の廃止および国家試験対策科目の新設を検討する。

接遇面（挨拶・言葉遣い・礼儀・周囲への配慮等）は日常の学校生活や学生指導の中で継続指導とし、科目廃止・新設に伴う単位数や授業内容、規程上の手続きを確認して次年度反映を進める。

現行教科書・シラバスに準拠した授業を行うため、非常勤講師との方針共有を徹底し、プリントや過去問題の出題範囲・内容の適切性を事前確認して教材管理の統一を図る。

提起された意見に対する対応（反映させた授業科目等）

（令和7年度第1回）
①（ネイルⅠ・Ⅱ）今期（後期）から新しいネイルの講師（ネイルサロン経営・JNA本部認定講師）を迎えた。検定を受検したい学生と受検しない学生、両方が満足できるカリキュラムを導入できるようにネイル講師とコミュニケーションをとり、男子学生またはネイル検定を受検しない学生の学習意欲を上げていく。
②（理容実習Ⅰ・Ⅱ）1年次は髪をロッドに巻き付ける基本技術（作業）を習得し、それをベースに2年次は実際に髪にカールやウエーブを付ける技術を行い、2年次はヘアショーを行うことから9月頃よりデザインパーマを行う。

（令和7年度第2回）
①（接遇Ⅰ・Ⅱ）接遇に関する基礎教育は、現在実施している「全校集会」で継続指導が可能であり、教育効果も確保されている。一方で、科目としての運用では、学生の適正差が大きく、内容が形骸化する側面が見られた。よって接遇科目の廃止については前向きに検討を進める。廃止に伴い、評価方法・単位数・授業時数の再整理が必要であるため、学科内で調整を進める。
②（該当授業科目なし）現場で求められる基本動作を中心とした科目は、学生の実力向上に直結し、即戦力育成という本校の教育目標にも適合する。また、学生が実技に対する意欲を高く持っており、動作を伴う授業は取り組みやすいという特性に合致している。よって、サロンワーク科目の新設は適切であり、導入へ向け具体的な授業構成・評価基準を検討する。なお、サロンワークの中には、接遇に該当する「気遣い」「丁寧さ」を行動として組み込み、ロールプレイや実践形式での習得を図ることが望ましい。（令

（令和8年度第1回）
①（接遇）
令和8年度より「接遇」科目を廃止し、接遇教育についてはホームルームや全校集会等を活用して継続的に実施している。特に、挨拶・言葉遣い・時間厳守等について重点的に指導している。また、接遇科目の廃止に伴い確保した時間数を見直し、より実践的な教育内容へ振り替えを行った。
②（サロンワーク）
令和8年度より1年次に「サロンワーク」科目を新設した。来客対応、カウンセリング、接客マナー、身だしなみ、サロン内での立ち居振る舞い等、サロン現場を想定した実践的な内容を取り入れ、理容師として必要な接客対応やコミュニケーション能力の育成を図る。また、卒業後のサロン業務を具体的にイメージできる内容を取り入れ、職業観の形成につなげていく。

（令和8年度第2回）
①（理容実習）質感調整技術指導の検討と外部連携に向けた準備
教科書の3段階に加え現場で求められる細かな質感調整の指導を検討・試行したが、学生23名に対し教員1名という実習体制の制約から通常授業内での十分な指導・進度確保に限界が生じた。今後は学外委員による直接指導や研修の体制構築を進め、技術指導の充実を図る。
②（情報技術）SNSマナー・生成AI教育の実施
サロン現場での活用や情報モラルを踏まえ、情報技術の授業において実践的な指導を実施した。6月にSNS運用の著作権・肖像権・守秘義務・炎上対策等のネットマナーを扱い、10月に生成AIの基礎・活用法や情報流出・著作権等の注意点について学習を行い、今後は実践への結びつきや内容改善を検証する。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

理容現場において実際の業務に携わる理容師によって基本的な技術指導を行うほか、それを実際の理容現場で用いる技術指導へと発展させていくことを基本方針とする。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

理容の現場において実際の業務に携わるとともに、そこに勤務する理容師に対して実務指導も行っている理容師による指導を行う。国家試験の実技試験に必要となる基本的な技術指導を行うほか、それを理容現場で用いる技術指導へと発展させ、より実践的で専門的な知識や技術の修得へと導く。実習を通して知識については口頭試問を、技術については技能試験を実施し、連携企業の指導者および学科教員の双方によって総合的な評価を行う。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科　目　概　要	連　携　企　業　等
理容実習Ⅰ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	理容師国家試験に向けた基礎的な技術および知識を習得するとともに、現場の第一線で活躍する講師陣から直接指導を受けることで、実践的な技能の土台を作る。	BLUE on PINK
理容実習Ⅱ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	年次で培った基礎をベースに、理容師国家試験の合格およびサロン現場への適応を目指す。連携企業からの実践的な指導を取り入れ、より高度な技術力とプロフェッショナルとしての意識を養う。	BLUE on PINK

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。研修は事業年度の開始までに教職員から希望する研修について研修計画の報告を求めるほか、本校が必要と認める研修計画も含めて、本校としては教職員が積極的に研修を受ける機会を提供する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は最新のヘアスタイルをはじめとする美容知識や技術を修得して、学生指導に還元できるようにすることを目的とする。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、学生の習熟度や個性を見極め、学生のモチベーションを高めることができるような指導ができるようにすることを目的とする。

（2）研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：　人間力向上研修　　連携企業等：致知出版社

期間：　令和8年4月～（毎月実施）　　対象：学科専任教員3名

内容　　致知出版社の月刊誌を活用した人間力および指導力の向上について

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：　学生指導方法研修　　連携企業等：九州CTB理容美容専門学校

期間：　令和8年4月～（毎月実施）　　対象：学科専任教員3名

内容　　学生指導の事例共有および指導力向上のための研究

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和8年度九州地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等: (公社)日本理容美容教育センター
期間:	令和8年10月	対象: 学科専任教員1名
内容	学生指導　学生の生活習慣や基本マナー・規律遵守を促す生活指導のあり方と実践的な関わり方に関する研修	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	理容師実技試験委員養成研修会	連携企業等: (公社)理容師美容師試験研修センター
期間:	令和8年11月	対象: 学科専任教員1名
内容	国家試験(実技)に関する正確な評価基準や最新の採点傾向を習得し、学生への実技指導や対策に活かす	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第30条の(7)および細則第76条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、特色、将来構想
(2)学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3)教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4)学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5)学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6)教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8)財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10)社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11)国際交流	ー

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況
学校関係者評価委員会で提起された意見

①(基準1)･次年度の自己評価報告書では、学校の教育理念、教育活動及び中長期的な学校運営方針がより明確に伝わるよう記載内容を見直す。･学校として取り組んでいる教育活動や育成人材像について具体的に記載し、学校主体の自己評価となるよう改善を図る。
②(基準2)･情報システムについては段階的な更新を計画しており、今後は整備計画や進捗状況について自己評価報告書へ具体的に記載する。
③(基準3)･学生一人ひとりの状況に応じた教育を継続するとともに、教職員研修及び自己研鑽を通じて教育力及び人間力の向上に努める。
④(基準4)･公開可能な範囲で数値指標の掲載を検討し、教育活動と成果との関係が分かりやすい報告書となるよう改善する。
⑤(基準5)･欠席・遅刻等の早期対応、保護者との連携及び個別面談を継続し、退学率5%以下を目標として学生支援の充実を図る。
⑥(基準6)･教育体制の充実を図るため教員配置を強化するとともに、設備更新については中長期的な計画に基づき整備を進める。･サロンとの連携や実務実習を通じ、学生が最新技術に触れる機会の充実に努める。
⑦(基準7)･沖縄地区を含めた広域募集を推進するとともに、日本語学校との連携を活用した留学生受入れについても検討を進め、中長期的な学生募集体制を構築する。
⑧(基準8)･安定した学校運営を維持できるよう、今後も適切な財務管理に努める。
⑨(基準9)･法令遵守及び個人情報保護、情報公開を適切に実施し、透明性の高い学校運営に努める。
⑩(基準10)･地域貢献活動及び国際交流活動を継続するとともに、活動実績や成果について自己評価報告書へ具体的に記載し、本校の特色を積極的に発信していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年7月1日現在

名　前	所　　属	任期	種別
松永　裕己	北九州市立大学(教授)	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日(2年)	地域団体 役職員
安部　和則	北九州理容連盟(会長)	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日(2年)	関係団体 役職員
町田　その子	北九州市立高等理容美容学校(卒業生)	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他(　　))
URL:　https://ctb.ac.jp/about_us/information
公表時期:　令和8年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることをもって自己点検・自己評価と位置づけてきたが、今後はそれを前述「4.(2)専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容にまで拡大し、そのすべての結果を本校の学校関係者評価委員会に提示する。学校関係者評価委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校のホームページで企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2)各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3)教職員	教育情報
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6)学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8)学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9)学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10)国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11)その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他(　　)

URL:　https://ctb.ac.jp/about_us/information

公表時期:　令和8年7月31日

授業科目等の概要

	（衛生専門課程 理容科）																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			関係法規	国家資格を取得し、理容の業を行うにあたり必要な衛生法規から理容所を開設する場合に必要となる法令について修得する。	2通	30	1	○			○			○	
2	○			衛生管理Ⅰ	理容の業を行うに当たり適切な衛生管理が行えるよう公衆衛生・環境衛生・感染症の３分野を体系的に関連づけて理解し、理容所での衛生環境を保てる知識と実力を身につける。	1通	60	2	○			○			○	
3	○			衛生管理Ⅱ	理容の業を行うに当たり適切な衛生管理が行えるよう公衆衛生・環境衛生・感染症の３分野を体系的に関連づけて理解し、理容所での衛生環境を保てる知識と実力を身につける。	2通	30	1	○			○			○	
4	○			保健Ⅰ	理容の業を行うにあたり必要な人体の構造及び機能について学習する。	1通	60	2	○			○			○	
5	○			保健Ⅱ	１年次で学んだ人体の構造及び機能のうち、理容の業に最も関係が深い皮膚科学の分野に特化して学習する。	2通	30	1	○			○			○	
6	○			香粧品化学Ⅰ	理容師免許を取得して理容の業を行うにあたり必要な香粧品の知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	1通	30	1	○			○			○	
7	○			香粧品科学Ⅱ	理容師免許を取得して理容の業を行うにあたり必要な香粧品の知識を身につけ、安全に使用することができるようにする。	2通	30	1	○			○			○	
8	○			運営管理	理容師試験に合格できるだけの「経営」についての知識を修得すること。ひいては、就職してから「従業員」としてマネージメントのキャリアをスタートするが、経営者として成長していくために必要な基礎的知識の修得を目指す。	2通	30	1	○			○		○		
9	○			理容技術理論Ⅰ	優れた理容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。理容技術理論を学ぶ目的は、理容技術の習得を容易にすることである。	1通	60	2	○			○		○		

10	○			理容技術理論Ⅱ	優れた理容技術は経験によってだけ得られるものではなく、合理的な方法によって実践されなければならない。理容技術理論を学ぶ目的は、理容技術の習得を容易にすることである。	2通	90	3	○			○		○		
11	○			文化論Ⅰ	理容の業を行うにあたり知っておくべき、理容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。	1通	30	1	○			○		○		
12	○			文化論Ⅱ	理容の業を行うにあたり知っておくべき、理容の文化史から資格制度の変遷などを学ぶ。	2通	30	1	○			○		○		
13	○			理容実習Ⅰ	理容師国家試験に合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な基礎知識を習得する。	1通	480	16			○	○		○	○	○
14	○			理容実習Ⅱ	理容師国家試験に必ず合格する技術力、理容師としてのスキルに必要な知識を１年次の理容実習を活かしながら習得する。	2通	450	15			○	○		○	○	○
15	○			エステティックⅠ	身体の組織や器官の活動を助け身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	1後	60	2		○		○			○	
16	○			エステティックⅡ	身体の組織や器官の活動を助け身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	2前	60	2		○		○			○	
17	○			ネイルⅠ	日本ネイリスト協会発行のテキストを使用し、指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を習得する。	1後	60	2		○		○			○	
18	○			ネイルⅡ	日本ネイリスト協会発行のテキストを使用し、指先に関する正しい知識と技術、最新のネイル理論を習得する。	2前	60	2		○		○			○	
19	○			情報技術Ⅰ	理容業に必要な情報技術を学び、実務において実践できるパソコンスキルおよび情報モラルを身につける。	1通	60	2		○		○			○	
20	○			情報技術Ⅱ	理容業に必要な情報技術を学び、実務において実践できるパソコンスキルおよび情報モラルを身につける。	2通	60	2		○		○			○	
21	○			サロンワーク	理容師を養成するたに必要な言葉遣いや立ち振る舞いなどをはじめ、サロンに勤めるうえで即必要と思われる知識と技術の習得を目指す。	1通	30	1		○		○		○		
22	○			作品制作Ⅰ	スタイリストとしてサロンワークに直結した内容を学ぶ。	1後	60	2		○		○		○		

23	○			作品制作Ⅱ	スタイリストとしてサロンワークに直結した内容を学ぶ。	2後	60	2		○		○		○		
24	○			保健体育	健康スポーツは身体を動かすことを楽しみ、生活に役立つ健康な身体と心を維持増進することを目的とする。適切な指導を行えることが、これからの健康の維持増進に必要不可欠であるため、子どもから高齢者	1前	30	1		○		○			○	
25		○		エステティックⅢ	身体の組織や機関の活動を助け身体内部の生理機能に働きかけることで新陳代謝を促し美しく健康的な状態をつくりだすさまざまな技術を理解、実践していく。	1後2前	60	2		○		○			○	
26		○		ネイルⅢ	日本ネイリスト協会発行のテキストを用いて検定試験２級に合格できる技術と知識の習得を行う。	1後2前	60	2		○		○			○	
27		○		スキルアップ	理容実習で身につけた技術を、さらに熟練したレベルへ導くものである。	1後2前	60	2		○		○		○		
28		○		経営専科	勘や経験は重要な要素であるが、それらに頼る経営は危険も伴う。本講義では様々な経営理論や事例研究から自分ならどういった意思決定を行うかを考える。	2前	30	1	○			○		○		
29		○		レディースシェービング	理容実習の授業時間ではメンズシェービング等、国家試験対策に重きを置いてしまう。本講義では、実践的なレディースシェービングの技術や知識の習得を行う。	2前	30	1		○		○		○		
合計					29 科目				67 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件： 全ての授業科目における単位を修得。	１学年の学期区分	2 期
履修方法： 本校に登校した上で、講義、実技、演習および実習を履修する。	１学期の授業期間	20 週

（留意事項）

１　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

２　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。